

○須高行政事務組合職員の特別退職制度実施規程

(平成22年 3 月30日

須高行政事務組合訓令第 1 号)

須高行政事務組合職員構成の適正化に関する要綱（平成 9 年須高行政事務組合訓令第 2 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員の新陳代謝を促進し、職員構成の是正と行政能率の向上を図るため、定年前に退職する職員に対し有利な退職の機会を与えることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の特別退職制度に関する規定)

第 2 条 職員の特別退職制度については、須坂市職員の特別退職制度実施規程（平成 21 年須坂市訓令第 1 号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行し、平成21年 9 月 1 日から適用する。